



第2部
市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節 理念

「このまちで共に生きる」

－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－

私たちは、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障がいのある人にもない人にも、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に尊厳を持って生活を営む権利があります。

全ての場面において、障がいのある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりが求められています。

地域で暮らす誰もが「包摂（インクルージョン*）」され、それぞれの個性を認め合う「多様性（ダイバーシティ）」を備えた、誰にとっても居心地のよい社会、それが「地域共生社会」です。

地域共生社会を実現するためには、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障がいのある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

第2節 将来像

「市川市総合計画」の基本構想では、「まちづくりの基本理念」において、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、全ての人を認め合う「人間尊重」を基本としており、また、「将来都市像」を「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定めています。

これを踏まえ、本計画の理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域共生社会を作る上で、次のとおり将来像を定めます。

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、
安心して暮らせるまち」

－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－

第3節 基本目標

第1部「総論」で述べた現状と諸課題を踏まえ、将来像の実現に向けた基本目標を次のように定めます。

① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

全ての障がいのある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組みの相互の連携の強化とともに、障がいの特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応も踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障がいのある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関の更なるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、全ての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、分かりやすい情報の提供に努めます。

③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障がいに対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として互いの個性を認め、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

第4節 施策推進の方向

基本目標の実現に向け、次のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑥ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第5節 各施策に共通する横断的視点

前節に定める各施策を推進する上で、各施策に共通する横断的視点を次のように定めます。

① 障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援

障がいのある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障がいのある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

② 障がいのある人を中心とした総合的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

③ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態にに応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障がいの特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

④ アクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

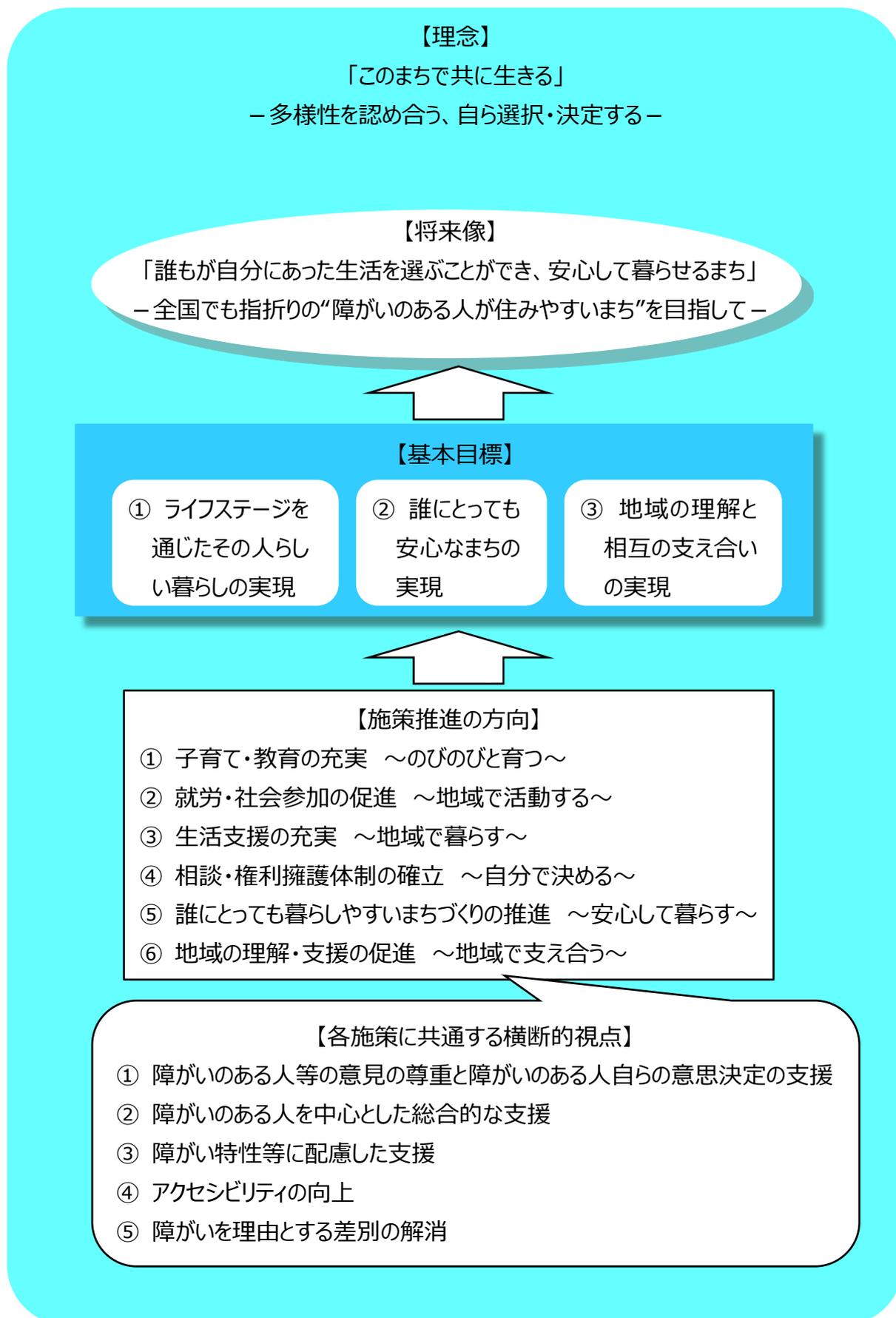
あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

また、本計画は、令和4年5月に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号。略称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）の規定の趣旨を踏まえて策定するものです。

⑤ 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がいのある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（平成18年条例第52号）に基づき、障がい者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

第6節 理念等の構造



第2章 具体的な施策

★ = 重点施策

【将来像】 「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」
 - 全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して -

【基本目標】 ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現
 ② 誰にとっても安心なまちの実現
 ③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

第1節 子育て・教育の充実
 ～のびのびと育つ～

第1項 障がい児支援 ★

第2項 学校教育

第2節 就労・社会参加の促進
 ～地域で活動する～

第1項 就労支援・雇用促進 ★

第2項 生涯学習・文化・スポーツ

第3節 生活支援の充実
 ～地域で暮らす～

第1項 地域生活の支援 ★

第2項 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

第3項 保健・医療

第4節 相談・権利擁護体制の確立
 ～自分で決める～

第1節 相談 ★

第2節 権利擁護

第5節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
 ～安心して暮らす～

第1項 災害や感染症の対策 ★

第2項 まちづくり・居住環境整備

第6節 地域の理解・支援の促進
 ～地域で支え合う～

第1項 障がいに対する理解の促進、
合理的配慮の提供 ★

第2項 支援人材の確保と質の向上 ★

第3項 連携強化、支援体制整備

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項 障がい児支援

(1) 現況と課題

- 発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、最善の利益を考慮されることが必要です。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、乳幼児から学校卒業後まで、地域においてライフステージを通じ、効果的で一貫した支援を行うことや、母子保健、子育て支援、医療、福祉、教育等の関係機関と連携して支援を進めていくことが大切です。
- 保護者が子どもの発達に心配や不安を感じた際に、こども発達相談室や児童発達支援センター、教育センター等が相談窓口となることを周知し、保護者が容易に相談できる体制の充実を進めていきます。
- 発達障がい児については、生き生きと成長する土台として、障がい特性に基づいた支援が必要となります。また、子どもが在籍する保育園や幼稚園、学校等において、一人ひとりの特性が理解され、適切な支援を受けながら、仲間と一緒に成長していくインクルーシブ（包括的）な支援の推進が求められています。そのためには、児童発達支援センターの中核的な機能を活用することや、地域の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所との連携が重要です。
- 児童発達支援センターは、地域の中核的役割を担う機関として、高度な発達支援・家族支援機能、地域の事業所へのスーパーバイズ機能、地域のインクルージョン推進の中核機能、地域の発達支援の入口としての相談機能があります。これらの機能を強化し、地域全体で発達に課題のある子どもの支援体制を強化していくことが重要です。
- 身近な地域で専門的な支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所では、保護者に寄り添いながら、子どもの障がいや特性を理解し、必要

な知識や支援方法を身につけ、家庭においても適切な対応ができるように支援することが大切です。そのため、事業所の質の向上を目指し、市川市自立支援協議会と協力し、研修や情報共有を進めていきます。

○重症心身障がい児については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用に際し、保護者や子どもが求めるニーズに応じた事業所選択が難しいことが課題となっています。また、看護師配置が必要な医療的ケア児に対応できる事業所が少ないことも課題です。このような現状をふまえ、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、関連機関と協力して、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整した上で、総合的な支援につなげられるように働きかけていきます。

(2) 施策の基本方針

子どもの発達に心配を抱える保護者に対し、きめ細やかな対応ができるよう、子育て支援の充実を図るとともに、地域社会で子どもたちが障がい特性に合わせた支援を受けて成長していけるよう、一貫した支援体制の充実を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	保育園巡回相談事業	こども部 発達支援課		
事業概要	民間の保育園を巡回し、障がい児への適切な支援について職員に対して助言を行います。			
指標等	保育園巡回件数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	86回	100回	100回	100回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
乳幼児健康診査事業	保健部 保健センター健康	1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、精神的、身体的発

	支援課	育発達、基本的な生活習慣、歯科衛生など多角的な検診を行い、さらに聴覚障がいを含む難聴児の支援のため、新生児聴覚検査から療育につながる連携体制の構築に向けた取組等、乳幼児の健全な発育・発達を促します。
地域職員への研修事業	こども部 発達支援課	保育園、幼稚園、学校、放課後保育クラブ、児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業所職員に向けて、支援の質の向上を図るため、聴覚障がいを含む障がい児の特性理解について研修を行います。
ライフサポートファイル活用事業	こども部 発達支援課	ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するとともに、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとして、ライフサポートファイルを活用していきます。
ペアレントプログラム	こども部 発達支援課	発達に課題のある子どもへの関わり方などについて、保護者と支援者が一緒に考えることを目的とした研修を行います。

第2項 学校教育

(1) 現況と課題

- これまで本市では、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、福祉教育や障がい理解教育の推進、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進められるよう、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るなど、様々な施策を進めてきました。
- 本市の特別支援教育では、教育的ニーズに応じて、通級指導教室や特別支援学級を新設し、連続性のある「多様な学びの場」を整えるとともに、一人ひとりの課題や教育的ニーズを把握し、発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を推進しています。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や支援がより充実したものになるよう、教職員への研修等を実施し、指導力向上を図っています。
- 各園・学校では、全ての子どもにとって「わかる授業」を目指すため、「ユニバーサルデザイン*」の視点を取り入れた環境づくり、授業づくりを進めています。また、支援が必要な子ども一人ひとりの実態に応じて適切な指導・支援が行えるよう、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）及び個別の指導計画の活用を推進し、学校と保護者が情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら支援していくよう努めます。
- 本市では、こども発達センター*と教育センターにおいて、児童発達支援システムを導入し、両機関が相談内容等を共有することで、「切れ目のない支援」の実施に向けて取り組んでいます。
- 今後は長期的な視点にたって、就学相談から就学後のフォローアップを含めて、学校とのスムーズな連携が図れるよう、就学支援体制の充実に努めていきます。
- 知的障がいや肢体不自由、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症ス

ペクトラムなど、多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がい特性に応じた教育を行うことのできる教職員の育成が喫緊の課題です。今後も教職員の専門性向上に向けた研修の充実に努めます。

(2) 施策の基本方針

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム*を構築するため、特別支援教育を推進するとともに、障がい者理解教育を積極的に推進していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	特別支援教育推進事業	学校教育部 指導課		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第3期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、家庭、教育、福祉等の関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。			
指標等	通常学級に在籍している幼児・児童・生徒のうち、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成している者の割合			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5.2%	6%	6%	7%

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市特別支援連携協議会	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育を推進し、障がいのある幼児・児童・生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。

第 2 節 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～

第 1 項 就労支援・雇用促進

(1) 現況と課題

- これまで、本市では、市内の企業や障害福祉サービス事業者等への働きかけにより障がい者の就労の場の確保に努め、また、相談、職場実習、就労後のアフターケア等により障がい者の就労の総合的な支援を進めてきました。
- 就労は、障がい者が地域で自立した生活を営むために重要ですが、それは、必ずしも経済面だけではなく、働くこと自体や、地域や社会の中における役割を実感できるという面においても重要です。
- 本市では、障がい者就労支援センターアクセスを平成 12 年に開設し、障がい者の就労の支援に積極的に取り組んできましたが、職場への定着に向けての支援や生活面の支援については、なお多くの課題があります。また、雇用する側の障がい特性についての理解不足から、本人にとって無理がある仕事をさせてしまったり、就労先で対人関係に悩んだりするといった問題もあります。
- また、就労支援において、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です（平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）。千葉県では、千葉県工賃（賃金）向上計画を策定し、障がい者の自立の支援のために工賃（賃金）の向上を図っています。また、対象となる事業所においては、国・県の方針を踏まえ、工賃（賃金）額の目標値を含んだ計画を策定し、工賃（賃金）の向上に取り組むこととなっています。なお、就労継続支援 B 型事業所の全国平均工賃は、平成 18 年度の 12,222 円から毎年上昇し、令和 3 年度は 16,507 円となっています。

○平成 30 年度からは障害者総合支援法の訓練等給付費の支給対象に「就労定着支援」が加わりましたが、さらに今後は「就労選択支援」が加わることになっています（令和 4 年 12 月 16 日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日より）。これにより、就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与するようになっています。

○平成 25 年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されたことで、本市では調達方針を策定し、障害者就労施設等*からの物品等の優先的な調達に努めているところです。

○また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。通称「障害者雇用促進法」）に基づく障がい者の法定雇用率が、令和 6 年 4 月、令和 8 年 7 月に段階的に引き上げられます。就労する障がい者が増加することが見込まれますが、それに伴い、就職後の支援の担い手が不足していくことも見込まれます。障害福祉サービスには就労定着支援がありますが、就労定着支援においては、就労先における支援ばかりではなく、生活面の支援が必要となってきました。障害者就業・生活支援センターで行う支援だけでは対応しきれなくなっており、生活支援サービスと就労系サービスとの連携も重要となってきました。

(2) 施策の基本方針

障害福祉サービスに「就労選択支援」が加わるなど、就労の支援の強化を図る障害者総合支援法改正が行われています。本市では、市独自の事業として障がい者就労支援センターアクセスを設置して障がい者の就労を支援してきていますが、県の

障害者就業・生活支援センター事業との連携を図りながら、今後も障がい者の就労の支援を推進します。

また、障害者優先調達推進法に基づいて、引き続き障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めます。

就労する障がい者の就職後支援に関しては、就労定着支援の質・量の充実が求められているため、市川市自立支援協議会就労支援部会を中心とした研修の実施等により対応していきます。さらに、市川市障がい者就労支援センターアクセスが、就労定着支援による支援が終了した後も継続した支援が必要とされる障がい者に対し、生活面・就労面の両面から支援を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がい者就労支援事業		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	市川市障がい者就労支援センターアクセスを設置し、アクセスにおいて、障がい者からの就労に係る相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うとともに、障がい者の一般企業での就労に向けての各種支援や、就労系の障害福祉サービスの利用に向けての支援等を行います。また、就労定着支援による支援が終了した障がい者に対し、必要な支援を行っていきます。			
指標等	相談件数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2,266件	2,300件	2,300件	2,300件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
優先調達推進事業	福祉部 障がい者支援課	障害者優先調達推進法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達を図ります。
障がい者雇用事業	総務部 人事課 生涯学習部 教	働きたい意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障がい者を、一定期間、「チャレンジド オフィス

	育総務課	いちかわ」において、会計年度任用職員として雇用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。
雇用促進事業 (障がい者就 労支援)	経済観光部 商工業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進奨励金 市内に居住する障がい者、重度障がい者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。 ・職場実習奨励金 市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。 ・障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と本市との共催により、企業と障がい者の個別面接による「障がい者就職面接会」を開催します。

第 2 項 生涯学習・文化・スポーツ

(1) 現況と課題

- 障がい者が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉、教育、スポーツ、労働等の施策を連動させながら支援していくことが重要です。
- 障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）第 24 条には、「障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度（インクルーシブ教育システム）及び生涯学習を確保する」ことが明記されています。
- 文部科学省は、平成 30 年 3 月から、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を開催し、全 16 回にわたり 14 名の委員が議論に加わり、「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」をまとめました。
- この報告書では、持続可能な開発目標（SDGs）の観点からも、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されていることから、障がい者の生涯学習について考えることは重要とされています。また、障がい者の生涯学習推進において特に重視すべき視点として、①本人の主体的な学びの重視、②学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化、③福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化、④障がいに関する社会全体の理解の向上を挙げています。
- 障がい者の生涯学習に資することとして、令和元年 6 月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）が施行されています。この法律は、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するとしています。
- 障がい者による文化芸術活動については、近年の障がい福祉分野と文化芸術分野双方からの機運の高まりにより、平成 30 年 6 月 13 日に、議員立法による「障

害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成 30 年法律第 47 号)が公布、施行されました。

(2) 施策の基本方針

学校卒業後の障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援し、これを通じて障がい者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげていきます。また、障がいの有無や種類に関わらず、気軽に文化芸術活動・スポーツに参加できる機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいづくりを促進します。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がい者スポーツ事業	スポーツ部 スポーツ推進課		
事業概要	障がいのある方にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康・体力の保持と増進を図ります。			
指標等	障がい者軽スポーツ教室への参加人数			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	28 人	50 人	50 人	50 人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
障がい者等の読書環境の整備事業	生涯学習部 中央図書館	DAISY 図書や LL ブックなどの障がい者資料の充実に努めるとともに、障がい者資料の活用を促進するため、特別支援学級や教育センターなど、関係各所と連携を図ります。
障がい者文化講座	福祉部 障がい者支援課	障がい者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。
パラスポーツ普及促進事業	スポーツ部 スポーツ推進課	車いすバスケットボール等の体験会や試合観戦機会の創出により、パラスポーツ普及の促進を図ります。

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

第1項 地域生活の支援

(1) 現況と課題

① 地域生活支援拠点等

- 障がい者等の地域における生活の支援の要となる地域生活支援拠点等の整備に関しては、国では、「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」を平成27年4月1日から実施した後、平成29年7月には「地域生活支援拠点等の整備促進について」を発出して、整備に向けた留意点を取りまとめています。
- 本市における地域生活支援拠点等の整備にあたっては、面的な体制（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）の整備を進めることとして、令和2年度より「地域生活支援拠点等コーディネーター」を配置したほか、「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」を創設し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるための事業を行っています。
- その後、令和4年12月には障害者総合支援法が改正され、地域生活支援拠点等に必要とされる各機能が条文として整理されるとともに、それらを行う事業の実施が市町村の努力義務となりました。

○改正障害者総合支援法（令和6年4月1日施行）

（市町村の地域生活支援事業）

第77条（略）

2（略）

3 市町村は、第1項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者

- 等、医療機関、次条第 1 項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業
- 二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業
- 三 前 2 号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業
- 4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。
- 5 （略）

○新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号の事業については、本市においては、地域生活支援拠点等コーディネーターが市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金を活用しながら地域生活障害者等を支援することで対応しています。

○一方、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業については、地域相談支援*や共同生活援助といった既存の制度と機能が重複する部分があります（※）。特に共同生活援助については、本市でも日中サービス支援型グループホームの整備が徐々に進んできている中で、さらにどんな機能が必要となるのか、具体的で綿密な議論をしていく必要があります。

※ グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われていますが、利用者の中には、グループホームでの生活の継続を希望する方がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる方がいることから、共同生活援助の支援内容に、一人暮らし等に向けた移行支援や退去後の定着支援が追加されました（令和 6 年 4 月 1 日より）。

○改正障害者総合支援法第 5 条第 17 項（令和 6 年 4 月 1 日施行）（下線部が改正により追加される部分）

この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営む

べき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。

○このほか、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 3 号の事業のうち、「専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保」については、千葉県が行う研修事業も活用しながら、市川市自立支援協議会や市川障害児者相談支援事業所連絡協議会とも連携し、研修等を企画、実施していく必要があります。

② 強度行動障がいのある方への支援

○厚生労働省によると、「各自治体が公表している強度行動障害を有する者の人数に関する調査を参考に障害支援区分認定調査結果データを活用して強度行動障害を有する者の人数の推計を行ったところ、1 年間に障害支援区分認定調査を受けた 267,569 件分のデータのうち、行動関連項目の合計点が 10 点以上は約 15%であり、20 点以上の人は約 1.2%であった」とされています（令和 3 年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害児者の実態把握等に関する調査研究」（PwC コンサルティング合同会社））。本市のデータによると、令和 5 年 3 月末時点で本市の支給決定*又は地域相談支援給付決定*を受けている者のうち、行動関連項目の合計点が 10 点以上の者は 445 人（約 15.3%）、20 点以上の者は 31 人（1.1%）おり、厚生労働省のデータとほぼ同じ割合となっています。

○令和 5 年 3 月 31 日には、千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園及び千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園が廃止されましたが、これに関し、千葉県では「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」が構築されています。市町村がこのシステムを活用していくためには、市町村が受入事業者に対し支援員の追加配置に係る補助を行う必要がありますので、強度行動障がいのある方の支援のため、今後、この予算措置を行うことを検討していきます。

③ 地域生活支援サービス（移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援）

○市町村地域生活支援事業の中でも、市川市地域生活支援事業等実施規則に地域生活支援サービスとして規定されている 3 つのサービス（移動支援事業、訪問

入浴サービス事業及び日中一時支援事業に係るサービス) については、障害福祉サービスと並んで、障がい者等の地域生活を支える上で欠かせないものとなっています。

- これらのサービスについては、市町村において対象者要件や報酬額を定めませんが、対象者要件の拡大や報酬額の増額の要望を市川市自立支援協議会や各部会等から度々伺っています。近隣市の状況などを参考にし、見直しを今後検討していく必要があります。

④ 地域活動支援センター

- 障害福祉サービスではありませんが、地域活動支援センターも障がい者の地域における生活を支えるものとして重要です。

○地域活動支援センターとは（障害者総合支援法第 5 条第 27 項、障害者総合支援法施行規則第 6 条の 21）

この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。

- 地域活動支援センターは、生活介護や就労継続支援 B 型といった通所系の障害福祉サービスになかなかなじめないような方などにとって、外出、創作的活動、社会との交流といった、日中の居場所づくりに重要となる施設です。
- 本市の地域活動支援センターは令和 5 年度当初時点で 9 施設であり、前年度から 1 施設減少しました。特に、市南部（行徳地区）に地域活動支援センターが少なく、市南部の方にとって利用しづらいという意見があります。地域活動支援センターにおける事業は障害福祉サービス事業ではないため、本市が運営費について補助を行っていますが、地域活動支援センターの運営の支援のため、今後も補助を継続していく必要があります。

(2) 施策の基本方針

- ① 新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号の事業として、「地域生活支援拠

点等コーディネーター」の配置と「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」事業の実施を引き続き継続していきます。その上では、基幹相談支援センターえくと地域生活支援拠点等コーディネーターとの役割分担や効果的な連携について留意しながら、コーディネーターの業務のあり方の見直しや人員拡充についても検討していきます。このほか、新たな障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 2 号の事業について、地域定着支援や共同生活援助のほか必要となる機能について、検討を進めていきます。

- ② 強度行動障がいのある方の支援のため、「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」の活用のための予算措置を検討していきます。
- ③ 移動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援の対象者要件や報酬額の見直しを検討していきます。
- ④ 地域活動支援センターの運営に対する補助金制度を継続してきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、相談その他必要な支援を行います。			
指標等	地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録者数			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	144 人	160 人	170 人	180 人

事業名 (担当課)	地域活動支援センター運営費補助金事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	地域活動支援センターを運営する事業を行う者の経営の支援を図るため、市川市地域活動支援センター運営費補助金を交付します。			
指標等	補助を行った市内施設数			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	9	9	9	9

本ページ以降で、やや理解が難しい事項や、内容が似ていて区別が必要な事項、これまで本市で検討してきた事項などについて、コラム形式でいくつか整理いたしました。本コラムも市川市障害者計画の一部であり、現時点での本市の考え方や今後の方向性を示すものとなります。中には、詳細について未だ検討中であり、具体的な施策を示すに至らないものもありますが、今後も引き続き検討をしていきたいと思っております。

【地域生活支援拠点等について（これまでの経過、本市の整備手法など）】

- 平成 27 年度の厚生労働省通知（※1）には、「平成 24 年 6 月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉障害施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議や「障害者の地域生活の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、**障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等**の整備について進めることとし、第四期障害福祉計画において、拠点等を各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一つ整備することとし」と書かれています。地域生活支援拠点等の整備については、これ以降、基本指針に方針が明記されたほか、平成 29 年 7 月には厚生労働省より「地域生活支援拠点等の整備促進について」が発出され、整備を進めるよう促されてきましたが、令和 4 年 12 月の法改正により、地域生活支援拠点等が初めて障害者総合支援法に明記されました（令和 6 年 4 月 1 日施行）。この改正により、地域生活支援拠点等において実施するとされている事業は、市町村の地域生活支援事業（努力義務事業）として規定されました（障害者総合支援法第 77 条第 3 項、第 4 項）。
- 平成 27 年度の厚生労働省通知（※1）以降、地域生活支援拠点等の整備は、いわゆる「**多機能拠点整備型**」と「**面的整備型**」の 2 つの手法が想定されていました。前者を「**地域生活支援拠点**」、後者を「**面的な体制**」といい、この 2 つを合わせて「**地域生活支援拠点等**」と呼んで、地域の実情に合わせてどちらかの手法を選択又は両方を併せた形での整備を進めるよう、厚生労働省から通知等で促されてきました。
- 多機能拠点整備型は、「必要とされる機能を集約して共同生活援助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備」のことをいうため、一定規模の「施設」を新たに整備したり、既存の施設を地域生活支援拠点としたりすること等が想定されます。一方、面的整備型は、「地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備」のことをいいます。よって、一言で「地域生活支援拠点等」と言っても、その形は地域

の実情によって全く異なるため、地域生活支援拠点等について議論や検討をする上では、「施設（拠点）」をイメージするのか「体制」をイメージするのかをよく確認した上で行う必要があります。

- 本市では、地域生活支援拠点等の整備に関しては、市川市自立支援協議会における議論を経て、**面的整備型の手法**を採用することにしました。その結果、令和2年11月より、地域生活支援拠点等コーディネーターを身体・知的・精神の障がい別に配置し、また、同年度より「市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金」を創設しています（つまり、市川市には「体制」はあるが「地域生活支援拠点」はない）。
- 本市での事業開始後、地域生活支援拠点等コーディネーターへの事前登録（※2）を行う方の数は、増加を続けており、そのため、地域生活支援拠点等コーディネーターが全ての登録者の状況把握を継続して行い続けることには困難が生じてきています。また、市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金については、まだ補助実績はありません。
- 想定される緊急事態の度合いは人により様々であり、緊急時に地域生活支援拠点等コーディネーターができることにも限りがあります（法律に基づく措置等を行う権限などはない）。地域生活支援拠点等に限ったことではありませんが、大きな課題は、依然として「支援人材の確保」と「受入施設の確保」であると言えます。また、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し、又は備えるためにも、関係機関との情報共有、役割分担の確認等が引き続き必要となります。

※1…地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施について（平成27年障発0409第10号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）。

※2…緊急の事態における対処を円滑に進めるため、介護する親族の急病等により在宅生活が困難となり緊急に短期入所事業所等を探さなければいけなくなる事態が想定される障がい者等から、あらかじめ自身の情報を伝えていただき、市及び地域生活支援拠点等コーディネーターが持つ台帳に当該障がい者等の情報を登録しておくこと。

【地域定着支援と地域生活支援拠点等コーディネーターについて】

- 地域定着支援とは、指定地域定着支援事業者が、居宅において単身で生活する障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、居宅への訪問等による状況把握を行い、当該障がい者等に対して、相談や、関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援等を行うことをいいます（障害者総合支援法第5条第21項、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の13、第6条の14）。
- 地域定着支援は、地域生活支援拠点等が果たすべき機能の一部を担うものとして重要であり、地域移行支援を利用していない障がい者であっても利用できるものです（平成27年障障発第0430第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」より）。また、標準利用期間の定めはありません。
- 一方、地域生活支援拠点等コーディネーターは、地域生活障害者等（※）が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活障害者等の障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、地域生活障害者等などからの相談に応じるとともに、関係機関との連携及び調整を行い、宿泊場所へのつなぎ等の支援を行います。
（※ 地域生活障害者等＝地域において生活する障がい者等及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等。）
- 地域定着支援が居宅において**単身**である障がい者等を対象としているのに対し、地域生活支援拠点等コーディネーターの場合は**これに限らない**のが違いであると言えますが、それ以外の内容は概ね同じであると言えます。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターが業務を行う上では、この点に留意しながら、指定地域定着支援事業者との役割分担をしつつ業務にあたる必要があります。同時に、地域定着支援の活用を進めることが、地域生活支援拠点を整備することにも実質的につながりますので、既存の地域定着支援事業所に地域定着支援の事業を積極的に行ってもらおうようにしていくことも必要となると考えます。

【介護保険制度との適用関係について】

- 障がい者の重度化・高齢化は大きな課題の一つであり、地域生活支援拠点等の整備が主要な対策の一つとなっていきますが、障がい者福祉と高齢者福祉との円滑な連携もまた重要となります。また、市川市自立支援協議会就労支援部会からは、「就労系障害福祉サービス事業所において高齢の障がい者の利用が増えており、事業所内において介護的な支援も行う必要が出てきている」との課題提起がなされています。
- 障害者総合支援法に基づくサービスと介護保険法に基づくサービスの併用に関しては、かねてより、65歳到達時点から必要なサービスが受けられなくなる、利用者自己負担額が発生するようになるといった意見が様々なところで挙げられているところです。これに対しては、国から通知や事務連絡等で適切な制度運用を行うよう呼びかけられており、本市においても、法令の規定を遵守しながら適切な制度運用を行っていくよう留意しているところです。
- 障害者総合支援法第7条には、「自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付等のうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において（中略）行わない」と規定されています。本市においても、個別のケースに応じ、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を把握し、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、適切に判断するよう留意しています。
- また、介護保険サービスにより必要な支援を受けられると判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や、介護保険サービスの支給量・内容では不十分である場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めています。
- その際にも、一定の要介護度や障害支援区分以上であること等の画一的な基準のみに基づき判断せず、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行っていきます。
- 制度の運用に際しては、介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を与えることのないよう、適切に案内を行っていきます。

第 2 項 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

(1) 現況と課題

- 「アクセシビリティ」とは、「施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと」とされています（障害者基本計画（第 5 次））。情報アクセシビリティの向上は、本計画全体に横串を刺す横断的視点として位置付けられるものであり、各施策を通じて重要なポイントとなります。
- 障害者基本法には、基本的施策の一つとして、「情報の利用におけるバリアフリー化」が定められています（第 22 条）。この中には、障がい者が「情報の取得」・「利用」、「意思表示」、「他人との意思疎通」をできるようにすることや、災害時等に必要な情報を迅速かつ的確に伝えるため、必要な施策を講じることなどが、国及び地方公共団体に対して定められています。
- 障がい者の意思疎通の手段としては、手話通訳、要約筆記、点訳、代筆、代読、音声訳などがあり、これらの支援を行うことができる人材（意思疎通支援者）の育成・確保も重要となります。また、行政機関においては、人材の育成の支援や、手話通訳者・要約筆記者等の派遣、字幕や音声等の適切な活用、分かりやすい情報の発信、公式 Web サイトでのアクセシビリティの確保・維持などを行っていくことが必要となります。
- 令和 4 年 5 月には、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、市町村障害者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。
- また、本市では、令和 4 年 3 月に手話言語条例を制定しました。本市においては、わが国で唯一の国立のろう学校である筑波大学附属聴覚特別支援学校が設置されるなど、ろう者のアイデンティティと誇りを醸成する歴史が刻まれてきたこと等を踏まえ、手話が音声などと同じく言語の一つであるとの認識に基づき、手

話に対する理解の促進に関して基本理念を定めるなどしています。

(2) 施策の基本方針

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の規定の趣旨を踏まえ、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。また、市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持に努めます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	手話奉仕員養成講座及び市民手話教室運営業務委託	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	聴覚障がい者及び言語機能障がい者が健聴者等との円滑な意思の疎通を図る上で必要な手話通訳者等の人材を育成します。また、市民向けに手話を知っていただくための講習会を開催します。			
指標等	養成講座修了者数			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	16 名	16 名	16 名	16 名

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣	福祉部 障がい者支援課	市の会計年度任用職員として手話通訳者・要約筆記者を設置するとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方を対象に、手話通訳者・要約筆記者を無償で派遣します。
市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持	全ての課・室等	JIS X 8341-3 や総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、画像に代替テキストを提供する、キーボードだけでも操作できるようにする等、Web アクセシビリティの確保・維持に努めます。

第3項 保健・医療

(1) 現況と課題

- 障がいの原因となる生活習慣病の早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活のための取組は、誰にとっても必要なものですが、その方法はライフステージや障がいによって多様です。

- 障がい者等の健康管理に関しては、一部の通所施設や入所施設において、健康診断や健康管理の義務があります。その他、障がいがない方と同様に、40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査などがあります。
 - ※ 指定生活介護事業者による健康管理義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第89条（平成24年千葉県条例第88号））
 - ※ 指定障害者支援施設等*による毎年2回以上定期の健康診断の実施の義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第40条第2項（平成24年千葉県条例第90号））
 - ※ 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援の事業を行う指定児童発達支援事業者による通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断の実施の義務（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第34条第1項（平成24年千葉県条例第86号））

- 精神保健の面では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域における精神障がい者への医療の提供・支援を推進する必要があります。また、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めることや、地域生活への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援を推進することも重要です。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の健康の保持・増進に資する事業や、障がい者等の心の健康づくり対策を推進する事業を引き続き実施していきます。また、障がい者等が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、障害福祉サービス事業者等のほか保健分野や医療関係者との連携の強化を図るとともに、医療費の助成など、必要な事業を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がいのある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、本市における地域リハビリテーションのネットワークづくりを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。			
指標等	個別支援件数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	514件	550件	560件	570件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
重度心身障害者医療費助成	福祉部 障がい者支援課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aの1、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。

第 4 節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

第 1 項 相談

(1) 現況と課題

○本市では、一般相談支援事業を指定一般相談支援事業者*が、特定相談支援事業を指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援事業*を指定障害児相談支援事業者が担っており、一般的な相談支援（障害者相談支援事業）等を基幹相談支援センターえくるが担って、障がい者に対する相談支援体制を構成しています。

（このほか、千葉県事業である中核地域生活支援センター*事業や、市町村事業である重層的支援体制整備事業*のうちの「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」等でも障がい者に対する相談支援を担っているほか、さらに広い目線で見ると、地域生活支援拠点等コーディネーター、市川市障がい者就労支援センターアクセス、生活サポートセンターそら等も障がい者に対する相談支援体制に関わります。）

○このうち、計画相談支援や障害児相談支援の業務を担う指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所については、その事業所数がここ数年ほぼ横ばいであり（指定特定相談支援事業所は平成 28 年度末で 33 事業所、令和 4 年度末で 35 事業所）、事業者の確保は依然として課題となっています。

○また、基幹相談支援センターえくるの人員規模は、平成 29 年度に設置して以降ほぼ変わっておらず（えくるの相談員は平成 29 年度で 6 人工、平成 31 年度より約 6.5 人工）、障がい者数の増、相談者数の増に追いついていないのが現状です。

○指定特定（障害児）相談支援事業所の数と基幹相談支援センターえくるの人員規模とは、相互に関わり合っており、どちらも拡充が必要な状態です。さらに、基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり（障害者総合支援法第 77 条の 2）、その業務として令和 6 年度から相談支援事

業者への助言や指導等も加わることから、これらが相互に連携し合い、人材の育成も図っていく必要があります。

○指定特定（障害児）相談支援事業所については、厚生労働省による3年に一度の障害福祉サービス等報酬改定によって、少しずつ報酬の増額が図られています。一方、基幹相談支援センターは、市町村が設置するものであるため、この規模の拡充を図ることは市町村の役割となります。障がい者数の増加に対応し、全ての障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、基幹相談支援センターの規模の拡充を目指していきます。

○また、本市では、令和5年7月から社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」を「市川市よりそい支援事業」として開始しました。この事業を構成する5つの事業のうちの一つである「包括的相談支援事業」には、本市の地域包括支援センター*で行う相談事業や、基幹相談支援センターえくるで行う障害者相談支援事業、市川市の「子育てナビ」や「母子保健相談窓口アイティ」で行う相談事業、市川市生活サポートセンターそらで行う生活困窮者自立相談支援事業が位置付けられています。このため、基幹相談支援センターえくるで行う相談支援事業は、本市の重層的支援体制整備事業の一部となりました。今後も、基幹相談支援センターえくるでは、相談者の属性に関わらずに包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行い、えくる単独での解決が難しい事例に対しては、各種支援関係機関と連携を図って対応していくこととなります。

○そのほか、精神障がい者の福祉及び精神保健に関する相談支援についても、令和6年4月1日から市町村の業務が拡大します。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律第123号）の改正により、令和6年4月1日から、「都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほかに精神保健に課題を抱える者も対象にできるように」になりました。従来より市町村では、障がい者福祉に限らず様々な業務の中で、関わっている市民が背景に精神保健上の課題を抱えているケースも多く、複合的な課題への支援のニーズに直面しています。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の

構築にも関わりますが、市町村における精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備が厚生労働省から求められています。体制構築に向け、関係機関との協働・連携や、支援の担い手の確保等が求められます。

(2) 施策の基本方針

様々な面から市町村の相談支援体制の整備が求められていますが、まずは基幹相談支援センターへくるの人員規模の拡充のための予算措置を行っていきます。同時に、関連する機関との役割分担の整理を進め、効果的な連携を図っていきます。また、相談支援専門員の増や各事業所の受持ち件数の増など、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の“受け皿”を増やす方策を引き続き検討していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	相談支援体制の整備	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	関係各課と協働し、市川市自立支援協議会を活用しながら、市川市全体としての相談支援体制の整備を進めます。具体的には、へくるの規模拡充、関係機関の役割分担の整理、より一層の機関間の連携強化等に取り組めます。			
指標等	基幹相談支援センターへくるの相談員の数（1 未満の端数は 0.5 単位に整理）			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	6.5 人工	11.5 人工	12.5 人工	13.5 人工

【基幹相談支援センターと“委託の相談支援事業所”の違いと、本市の整備方針】

- 市町村によっては、いわゆる“委託の相談支援事業所”を基幹相談支援センターとは別に設置しているところがあります。
- その委託内容は市町村ごとに異なると思いますが、基本的に“委託の相談支援事業所”とは、「市町村から障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号の業務の委託を受けた指定特定（又は一般）相談支援事業者の指定に係る特定（又は一般）相談支援事業所」をいうものと考えています。
- つまり、法第 77 条第 1 項第 3 号の業務を行う点においては、基幹相談支援センターと“委託の相談支援事業所”は同じということになります。
- 主な違いは、基幹相談支援センターの場合は、さらに指定特定相談支援事業者等からの相談に応じ、必要な助言、指導等を行う点などです（令和 6 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法第 77 条の 2 第 1 項第 3 号）。
- このような“委託の相談支援事業所”を設置するメリットとしては、まず、法第 77 条第 1 項第 3 号の業務以外の業務を受託しない分、基幹相談支援センターより委託費が安価になることが考えられます。しかし、受託する事業者にとっては、多岐に渡る相談を広く一般的に受け、計画相談支援の提供（障害福祉サービスの利用）につながらないような様々な支援を行うことになる点で、基幹相談支援センターと実質的に同じであり、安価な委託料で複雑・困難な業務を行うことになる可能性があります。
- さらに、実質的に業務が同様だとしても、基幹相談支援センターという名称を使えないので、“委託の相談支援事業所”は市民にとってどんな機関なのかが分かりづらいというデメリットがあります。
- また、指定特定（一般）相談支援事業者の業務には、基本相談支援が含まれますが、これが法第 77 条第 1 項第 3 号の業務と似ているため、受託事業者にとっては、本来業務（基本相談支援）なのか、受託業務（法第 77 条第 1 項第 3 号の業務）なのか、混同してくる恐れがあります。それにより、実質的に他の一般の指定特定（一般）相談支援事業所との差異が分かりづらくなっていく可能性もあります。
- 以上のことから、本市の相談支援体制の整備の上では、“委託の相談支援事業所”の設置は目指さず、**基幹相談支援センターの規模の拡充を目指していく方針**です。これは何より、市民から見た分かりやすさのためでもあります。

※ 参考

基本相談支援 (法 5 条 19 項、則 6 条の 11)	相談支援事業 (法 77 条 1 項 3 号、則 65 条の 10)
	障がい者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、
地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、	地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、
訪問等の方法による本人等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言、相談及び指導、	訪問等の方法による本人等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言、相談及び指導、
本人等と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く)、	本人等と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、
その他の本人等に必要な支援を総合的に供与すること。	その他の本人等に必要な支援を供与するとともに、
	障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。

(※ 「法」 = 障害者総合支援法、「則」 = 障害者総合支援法施行規則。)

(※ 「本人等」 = 障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者。)

【本市のセルフプラン率とその対応について】

- 本市のセルフプラン率(※1)は、令和5年3月末時点で、計画相談支援では38.6%、障害児相談支援では86.3%となっています（千葉県では計画相談支援15.9%、障害児相談支援33.5%、全国では計画相談支援15.6%、障害児相談支援28.9%（令和4年3月末時点））(※2)。厚生労働省の通知(※3)によれば、「セルフプランは障害者本人のエンパワメントの観点からは望ましいもの」とされており、また、障がい者等にとっては、身近な地域に事業者がない場合のほか、セルフプランの提出を希望する場合には、セルフプランを提出することができることになっていることから(※4)、一定程度セルフプランを提出する障がい者等がいるのは自然なことですが、それを踏まえても、本市のセルフプラン率は高い方だと言えます。
- この原因には、継続サービス利用支援*に係る計画相談支援給付費や継続障害児支援利用援助に係る障害児相談支援給付費を毎月算定できない場合が多い（モニタリング頻度が毎月の場合もあれば3月に一度や6月に一度の場合等がある）ために、事業者にとって報酬収入が十分なものとならず、特定相談支援事業や障害児相談支援事業の独立採算が困難となっている事業者が多いこと(※3)が大きく関わっている可能性があります（そのため、多くの利用者を受け持つことができない）。
- 一方で、市内の指定特定相談支援事業所に置かれている相談支援専門員は110人以上おり（令和5年3月末時点）、相談支援専門員の員数の標準が計画相談支援対象障害者等*35人に対して一人とされていること(※5)から考えれば、本市の相談支援専門員は極端に少ないとは言えません（つまり、他業務と兼務している相談支援専門員が一定程度いると考えられます）(※6)。また、計画相談支援で見ると、本市は全国平均と比較して毎月モニタリングが多く（市川市は全モニタリングのうちの約18%（令和5年3月末時点）、全国平均では全モニタリングのうちの約5%（令和4年3月末時点）(※2)）、モニタリング頻度がやや高い傾向があることが分かっています(※7)。これらは、より多くの利用者を受け持ちづらい要因の一つとなっている可能性があります。報酬収入が不十分であるということだけではなく、各法人の事業の経営方針も影響している可能性があると考えられます。
- セルフプラン率の高さは本市の課題の一つであると考えます。その率についてはどのくらいが適正と言える段階ではありませんが、相談支援専門員の増や各事業所の受持ち件数の増など、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の“受け皿”を増やすことにより、ある程度率が下がっていくものと考えられます。また、希望せずにセ

ルフプランを作成している方に対しては、市、基幹相談支援センター、児童発達支援センターなどにより、セルフプランの作成の支援を行っていく必要があります。

- 同時に、基幹相談支援センターへくるの人員拡充も必要です。そのほか、指定特定相談支援事業者への補助金制度の創設も手段として考えられるところですが、他市町村の状況や補助要件や補助額等について十分に検討した上で判断していきます。

※1「セルフプラン率」…本市の支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は通所給付決定*を受けている者のうち、市川市にセルフプラン（※4）を提出した者の割合。

※2…厚生労働省の「障害者相談支援事業の実施状況等について（令和4年調査）」より。

※3…「計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」（令和3年3月31日障障発0331第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）より。

※4…一般に「セルフプラン」とは、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案*又は障害児支援利用計画案*のことを指す。市町村は、支給要否決定又は通所支給要否決定を行うに当たって申請者（障がい者又は障がい児の保護者）に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出を求めるが、提出を求められた障がい者又は障がい児の保護者は、身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合のほか、セルフプランの提出を希望する場合には、セルフプランを提出することができる。障害者総合支援法第5条第22項、第22条第4項、第5項、障害者総合支援法施行規則第12条の4、第12条の5、児童福祉法第6条の2の2第8項、第21条の5の7第4項、第5項、児童福祉法施行規則第18条の14、第18条の15。

※5…「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第2項。

※6…本市の支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は通所給付決定を受けている者は、全部で4,627人（令和5年3月末時点）。 $4,627 \div 35 = 132.2$ であることから、「110人以上」という相談支援専門員の数は、極端に少ない数とは言えない。

※7…計画相談支援のモニタリングを1月毎、2月毎、3月毎、4月毎、6月毎、12月毎だけで見たと、市川市では利用者一人当たり年約4.7回モニタリングを行っているが（令和5年3月末時点）、全国で見ると年約3.3回（令和4年3月末時点）。

【基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等コーディネーターについて】

- 市川市では、平成 21 年度に基幹型支援センターえくるを設置し、平成 29 年度からはこれを障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターえくるに変更しました。一方、地域生活支援拠点等コーディネーターは、令和 2 年度途中から身体・知的・精神障がいをそれぞれ対象にして 1 名ずつ（計 3 名）設置しています。
- どちらも「相談」業務を行うという点で類似しており、業務内容が混同されがちですが、業務を行う上での「ねらい」には違いがあります。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターは、令和 6 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する業務を行うものであり、「障がいの特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため」に業務を行います。なおかつ、地域生活支援拠点等コーディネーターの業務は、相談に応じることのみではなく、関係機関との連携及び調整や、一時的な宿泊場所へのつなぎ等が業務となります。
- 一方、基幹相談支援センターは、「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」であり、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、対象者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言、相談及び指導、関係機関との連絡調整等を行います。
- このように、「障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処・備える」ことをねらいとして業務を行うのが地域生活支援拠点等コーディネーターである、という点が基幹相談支援センターとの違いです。一方、基幹相談支援センターであっても、このような事態に対処・備えるために業務を行うこともあります。ただ、地域生活支援拠点等コーディネーターはこのような事態に対処・備えることがねらいと明確にされている以上、このようなケースがあった場合は、基幹相談支援センターよりも地域生活支援拠点等コーディネーターが優先して対応すべきであると考えます。
- もちろん、相談される内容というのは多岐に渡りますし、専門外の相談も入ってきてしまうことはありますから、現実的には、両者の業務は似通ってくるところがあります。ただ、本来の立ち位置は「障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処・備える」役割が地域生活支援拠点等コーディネーターであり、基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障がい特性に関わらず総合的に相談支援を行うのが役割である、というふうに整理しています。

第 2 項 権利擁護

(1) 現況と課題

- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に「市川市障害者虐待防止センター」を設置しました。このセンターは、平成 29 年度から、基幹相談支援センターえる内に設置しています。
- また、障害者虐待防止法第 44 条では、「国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずること」と定められています。このため、本市では、成年被後見人等である高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の経済的負担を軽減するため、成年後見人等に報酬を支払うことが困難な者に対し、助成金を支給しています。
- 平成 28 年 5 月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行されました。この法律は、成年後見制度の利用の促進について、「成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の理念を踏まえて行われるものとする」、「市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする」等と規定しています（第 3 条）。
- 成年後見制度利用促進法に基づき、政府は、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画*を定めました。これを受け、本市では、市川市成年後見制度利用促進基本計画を定めました。この計画の計画期間は令和 5 年度の 1 年間ですが、令和 6 年度以降は市川市地域福祉計画に統合させる予定です。また、令和 5 年度より成年後見制度の利用促進の中心的な役割を果たす中核機関を設置するとともに、地域連携ネットワーク会議を開催し、関係機関等の連携強化、地域課題の

検討等を行っていきます。このほか、市川市社会福祉協議会で行う福祉サービス利用援助事業も、成年後見制度と併せ、知的障がい者や精神障がい者の財産管理や福祉サービス利用手続などの支援の役割を担っています。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の権利利益の擁護に資するよう、関係機関との連携の強化に努め、市川市障害者虐待防止センターによる虐待通報等を常時受理することができる体制を維持します。また、成年後見制度の利用の促進に資する施策を行っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	成年後見制度利用支援事業	福祉部 障がい者支援課 地域包括支援課		
事業概要	知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力が十分でない方が成年後見制度を活用するための啓発活動や相談等の業務を市川市社会福祉協議会*に委託して行います。			
指標等	相談実件数（障がい分）・啓発回数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	56件・16回	60件・20回	65件・21回	70件・22回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市障害者虐待防止センター	福祉部 障がい者支援課	被害者や家族等が必要な支援を受けられるよう、障害者虐待防止法第32条に基づく市町村障害者虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理や初期調査を基幹相談支援センターにて行うとともに、関係機関と連携します。
障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議	福祉部 障がい者支援課	障害者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。

第 5 節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

第 1 項 災害や感染症の対策

(1) 現況と課題

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降、大規模地震への備えの必要性は一層高まっており、また、近年では台風や豪雨による被害も甚大になってきています。
- また、令和 2 年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼし、特に、障がい者を含め脆弱な立場に置かれている方々が大きな影響を受けました。
- 感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対する支援が必要となっています。
- 避難所においては、ハード面でのバリアフリー整備とともに、避難中の災害情報の提供や移動手段の確保のほか、避難生活が長期化した場合の支援の面でも、障がい者への配慮が必要となります。
- 防犯対策の面では、障がい者の消費者トラブルの防止や、地域における防犯体制の強化も重要です。また、平成 28 年 7 月に発生した障害者支援施設*における殺傷事件を踏まえ、厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」が発出されており、日頃からの設備の整備・点検や、職員研修のほか、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築しておくことも求められています。

(2) 施策の基本方針

感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、この計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めていきます。また、避難行動要支援者に対して適切かつ円滑な支援を行うため、市川市避難行動要支援者対策プランに基づいて、関係部署と連携して対策を進めていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	避難行動要支援者対策事業		福祉部 地域共生課	
事業概要	<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制を整備します。さらに、平常時における地域のつながりを促進します。</p>			
指標等	個別避難計画の作成数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	30	40	50

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
福祉避難所	福祉部 地域共生課	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、平時から協定事業者と協力する等、防災訓練を実施します。
災害時における福祉用具等物資の供給等協	危機管理室 地域防災課 福祉部	災害時に、避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等が速やかに供給されるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会と協

力に関する協定	地域共生課	定を結び、平時から防災啓発事業や防災訓練を実施します。
総合防災訓練の実施	危機管理室 地域防災課	震災時における「自助」・「共助」・「公助」の連携強化を図ることを目的に、初期消火、応急救護、煙体験などの市民参加・体験型訓練や各学校での防災拠点・避難所運営訓練、関係機関との無線通信訓練を実施します。
NET119	福祉部 障がい者支援課 消防局 指令課	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119 緊急通報システム*」の利用登録を行います。

第 2 項 まちづくり・居住環境整備

(1) 現況と課題

- 国では、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。通称「バリアフリー法」）を制定し、平成 18 年 12 月より施行しました。これは、従来の「ハートビル法」（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号））と「交通バリアフリー法」（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号））を一体とする形で制定したものです。
- このバリアフリー法の施行を受け、本市では、「市川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」（平成 24 年市川市条例第 47 号）を制定しており、高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することによりその移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上するための様々な基準（歩道の有効幅員や勾配等）を定めています。
- また、本市では、「市川市交通バリアフリー基本構想」を平成 15 年に策定しており、「人にやさしいまちづくり」の一環として、「人にやさしい道づくり事業」や「公園のバリアフリー化事業」等を実施しています。
- このほか、千葉県では、「千葉県福祉のまちづくり条例」を平成 8 年に制定しました。この条例では、高齢者、障がい者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するため、知事が公益的施設等の構造及び設備の整備に関する必要な基準を定め、公益的施設等の所有者・管理者が当該公共的施設等をこの基準に適合させるよう努めなければならない旨等を規定しています。
- 居住環境の整備に関することとしては、本市ではこれまで、障がい者等の居宅のバリアフリー化に資するよう、住宅改修費の助成や、日常生活用具の購入費に係

る地域生活支援事業費等の支給等を行っているほか、障害者手帳所持者等に対する市営住宅空家入居希望者の登録制度を実施しています。

○平成 29 年には、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正が行われ、都道府県知事による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度や、都道府県知事による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が始まりました。これにより、登録を受けた事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならないこととされました。また、指定を受けた法人は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと等の業務を行うものとしてされています(住宅セーフティネット法第 17 条、第 42 条)。このほか、本市では、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部と共同で、住宅に困窮する市民の方へ、民間賃貸住宅のあっせんを行っています。

○障がい者等の地域における住まいの一つであるグループホームに関しては、新たな類型として平成 30 年度から「日中サービス支援型」ができました。障がい者の地域における生活の場としてグループホームは重要であり、その運営の支援や入居者に対する助成は依然として必要である一方、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障がい特性や障がい程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されています(令和 3 年 6 月 28 日厚生労働省社会保障審議会第 113 回障害者部会資料より)。

(2) 施策の基本方針

道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、住宅改修費の助成等を継続し、障がい者等が地域で安心して生活していくことができる生活環境の整備を図ります。また、グループホームの開設・運営に係る補助や入居者の家賃負担に対する助成を引き続き実施していく一方で、状況を見ながら、補助制度等の見直しを検討していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名（担当課）	人にやさしい道づくり重点地区整備事業	道路交通部 道路建設課		
事業概要	「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径500m以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。			
指標等	歩道のバリアフリー化箇所数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2箇所	1箇所	1箇所	1箇所

事業名（担当課）	グループホームの開設・運営、入居者の家賃負担に対する支援	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者グループホームの新規開設や運営をする事業者に対し、その経費について補助を行います。また、入居する障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。			
指標等	開設時の補助の実施 運営費の補助の件数（事業所数） 被助成者数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施 59件 258人	実施 63件 300人	実施 65件 320人	実施 67件 340人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
公園施設のバリアフリー等	街づくり部 公園緑地課	出入口のスロープ化等により段差解消を図り、誰もが安心して利用できる公園を目指します。
あんしん住宅助成事業	街づくり部 街づくり整備課	住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅（戸建て及び分譲マンション専有

		部) において、バリアフリー、防災性向上、省エネ、子育てに対する配慮のいずれかの分野で行う改修工事費用の一部を補助します。また、分譲マンション共用部分等のバリアフリー又は浸水対策工事費用の一部についても補助を行います。
民間賃貸住宅 家賃等助成事 業	福祉部 市営住宅課	民間賃貸住宅の取り壊し等により他の民間賃貸住宅に転居する高齢者や心身障がい者等に、所得状況などに応じ、家賃等の差額を助成します。

第 6 節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

第 1 項 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供

(1) 現況と課題

- 障がいに対する理解を深める上では、いわゆる「社会モデル」（障がいは社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方）を踏まえつつ考えることが重要です。平成 19 年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約では、この考え方が貫かれています。
- 例えば「発達障がい」は、身近にありながら社会の中で十分に知られていなかった障がいでしたが、平成 17 年に発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）が施行され、「発達障がい」が定義されるなど、社会全体での障がいに対する理解は少しずつ進んできています。しかし、この発達障がいや高次脳機能障がいなど、外見からは分かりにくい障がいもあります。差別の解消や合理的配慮の提供のためには、この点の理解を進めることが重要です。
- 障がいの状態は一人ひとりで異なり、また、現在の「障がい」の捉え方が「医学モデル」（障がいは心身の機能の障がいのみに起因するとする考え方）ではなく「社会モデル」であることから分かるように、“どこからが「障がい」か”を一律・客観的に定めることは難しく、障がい特性とはその人その人の「個性の違い」と言える面もあると考えられます。
- こうしたことへの理解を促進するため、例えば、行政機関では、職員に対する研修の実施等が必要です。本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領」（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 8 条において、市長その他の任命権者は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、新規採用職員や新たに管理監督者となった職員に対して研修を行うものとしています。
- この他、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行され、これを受けて、障が

い者支援課内に相談窓口を設置し、差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談を行っています。

○障害者差別解消法については、改正法が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることになっており、事業者の社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、これまでは努力義務でしたが、施行後は義務に変わります。

○また、障害者雇用分野における差別禁止・合理的配慮提供の規定として、障害者雇用促進法第 36 条の 5 に基づき厚生労働大臣が定めた、いわゆる「合理的配慮指針」（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針）もあります。この指針は、労働者の募集及び採用について、障がい者と障がい者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情の改善や、障がい者でない労働者との均等な待遇の確保又は障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情の改善などのために、事業主が講ずべき措置に関して定めたものです。

(2) 施策の基本方針

障がいに対する理解の促進のための啓発や職員研修を実施し、差別の解消や合理的配慮の提供の推進を図ります。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	障がいに関する理解啓発事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者基本法第 9 条に定める障害者週間*の趣旨にふさわしい事業を実施し、障がいに関する理解促進を図ります。			
指標等	実施の有無			
	現況	目標		
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実施	実施	実施	実施

事業名 (担当課)	福祉の店運営支援事業	福祉部 障がい者施設課		
事業概要	障がい者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障がい者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。			
指標等	出店回数			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	241回	293回	293回	293回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市新規採用職員に対する研修	福祉部 障がい者支援課	市の新規採用職員に対する研修において、障がいに関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。
市職員に対する研修・啓発	福祉部 障がい者支援課	市の全職員を対象とした、障がいに関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
福祉教育の推進	学校教育部 指導課	各小中義務教育学校において、総合的な学習の時間等を中心として年間指導計画を作成し、市川市社会福祉協議会など関係機関の協力を得ながら、高齢者や障がい者などとの交流やボランティア活動等に取り組み、福祉教育を推進します。
地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域共生課	地域ケアシステムは市内14の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のための様々な取組を実践しています。重要な取組の一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障がい者団体が参加することで、障がい者と地域との交流の機会が増え、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。

第 2 項 支援人材の確保と質の向上

(1) 現況と課題

- 「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略《2015-2060 人口ビジョン編》」の「2-1 将来人口推計（全体）」によれば、本市の生産年齢人口（15～64 歳）割合は、2015 年の 67.4%から減少し続け、2055 年には 54%程度となる（逆に老年人口（65 歳以上）割合は増加する）と見込まれています。少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少することが見込まれます。
- また、千葉県の有効求人倍率は、平成 30 年度は、「介護サービス」が 4.88 倍、障がい福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が 3.04 倍と、全産業の 1.33 倍を大きく上回っており、福祉分野の人材不足が明らかになっています（「千葉県福祉人材確保・定着推進方針（令和元年度～令和 5 年度）」による）。
- このような中、福祉人材の養成・確保は従前からの課題であり、平成 5 年 4 月には、いわゆる福祉人材確保法（社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 81 号））に基づき、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 5 年厚生省告示第 116 号）が厚生大臣より告示されました。
- その後、社会福祉事業法（昭和 26 年法律第 45 号）は平成 12 年に社会福祉法に改正されました。この法律の「第 9 章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進」には、厚生労働大臣による「社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の作成義務（第 89 条第 1 項）や、都道府県ごとの福祉人材センターの設置（第 93 条第 1 項）などが規定されています。
- 平成 19 年には、社会福祉法第 89 条第 1 項の規定に基づき、新たな「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 289 号）が示されました。この指針では、関係者が取り組む人

材確保の方策として、①「労働環境の整備の推進等」、②「キャリアアップの仕組みの構築」、③「福祉・介護サービスの周知・理解」、④「潜在的有資格者等の参入の促進等」、⑤「多様な人材の参入・参画の促進」の5つの大項目が掲げられています。

○また、この指針では、「経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、(福祉・介護サービス従事者の)処遇の改善等に取り組むことが重要である」として、①経営者及び関係団体等の役割として「労働環境の改善」や「従事者のキャリアアップの支援」等を、②都道府県の役割として「従事者の需給状況や就業状況の把握」や「従事者に対する研修体制の整備」等を、③市区町村の役割として「福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発」や「従事者に対する研修の実施や相談体制の整備」等を、④国の役割として「法人や施設の経営の状況、従事者の労働環境、定着状況等の実態の把握」や「福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介護報酬等の設定」等を掲げています。

○千葉県においても、平成20年9月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置、平成26年3月に「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(平成26年度～平成30年度)を策定し、令和2年3月にはこれを見直して新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(令和元年度～令和5年度)を策定しています。この方針においては、①福祉・介護分野への就業を促進するための「人材の確保」、②福祉・介護関係の資格取得や職員のスキルアップ等を支援する「人材の育成」、③福祉・介護の従事者が長く働き続けられるよう、環境整備を行う「人材の定着」の3つの柱に基づき、総合的な取組を進めていくとしています。

○これらを踏まえ、本市においても、福祉サービスの意義や重要性についての啓発や、福祉人材の育成・定着に資する研修の実施等を進めていきます。

(2) 施策の基本方針

福祉人材の育成、定着に資するよう、また、事業者同士の横のつながりを深め、“顔の見える関係”を構築していけるよう、市川市自立支援協議会との協働による研修等を実施していきます。また、障害者相談支援、精神保健に関する相談支援等、

様々な面において人材の確保が求められていますので、職員任用や業務委託等、様々な手法による支援人材の確保も検討していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	市川市自立支援協議会との協働による研修		福祉部 障がい者支援課	
事業概要	市川市自立支援協議会の各部会（相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会、こども部会）と協働して、障がい者福祉に従事する方の育成・定着や質の向上に資する研修を実施します。また、当該研修は、市が行う指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者に対する指導とも効果的に連携していきます。			
指標等	相談支援部会、生活支援部会、就労支援部会、こども部会と協働した研修の実施			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	実施	実施	実施

第3項 連携強化、支援体制整備

(1) 現況と課題

- ここまで述べてきた様々な支援や施策については、行政、障害福祉サービス事業者等その他の関係機関が有機的な連携のもとで行っていくことが重要で、様々な機関同士の情報の共有や地域における課題の抽出・整理などにより、必要な社会資源の整備（障がいのある方を支援する体制の整備）につなげていくことが必要です。
- 連携や情報共有、体制整備に資するものとしては、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定される「協議会」が主となります。従来は、「地域自立支援協議会」は、「地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う会議」として地域生活支援事業に位置付けられていましたが、平成24年4月より「自立支援協議会」として障害者自立支援法に法定化されました（平成25年4月からは障害者総合支援法が施行、「協議会」として規定）。
- 市川市においては、平成20年2月に「市川市地域自立支援協議会」を設置し、同年3月に最初の会議を開きました。これ以降、年数回会議を開くとともに、相談支援、生活支援、就労支援、こどもの各専門部会を順次設置し、関係機関相互の連携や、地域における課題の抽出・整理を行っています。
- 令和4年12月には、障害者総合支援法の改正が行われました。これにより、協議会に関する規定も改正となり、①協議会の役割として「障がい者等の適切な支援に関する情報共有」が明記され、②必要に応じて協議会から関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができること（同時に、関係機関等は協力するよう努めること）、③協議会の事務に従事する者・していた者は正当な理由なしに協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが法定化されました（令和6年4月1日施行）。これにより、今後さらに、協議会において個別事例から地域課題を抽出・整理し、支援体制の整備を進めていくことが求められます。

○また、令和4年12月の障害者総合支援法の改正では、基幹相談支援センターに関する規定も改正となり、基幹相談支援センターの役割として新たに「法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務」も追加されました。これにより、協議会の運営への関与を通じた“地域づくり”を基幹相談支援センターも担っていくこととなります。本市ではこれまでも行ってきたことではありますが、基幹相談支援センターえくるの個別事例から整理した課題を市川市自立支援協議会（基幹相談支援センター運営協議会など）で検討するなどして、障がいのある方を支援する体制の整備を行っていきます。

○このほか、「連携」に関しては、関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならないことが、指定障害福祉サービス事業者などの責務として法律等に規定されています。

※ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、(中略)市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を(中略)行うように努めなければならない。(障害者総合支援法第42条第1項、第51条の22第1項)

※ このほか、他の指定障害福祉サービス事業者等*その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければいけない旨の規定もある。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第17条第1項など)

(2) 施策の基本方針

市川市自立支援協議会及び各部会を定期的を開催し、関係機関間の情報共有や、基幹相談支援センターえくる等の個別事例を通じた課題整理や必要に応じたニーズ調査などにより、地域の支援体制の整備を推進していきます。また、研修の実施などにより、事業者や関係機関や行政との連携の強化、“顔の見える関係づくり”を図っていきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	市川市自立支援協議会の開催	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	市川市自立支援協議会及び各専門部会を定期的を開催することで、地域における課題を共有し、検討していきます。			
指標等	市川市自立支援協議会の開催			
	現況	目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	開催	開催	開催	開催

